

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における
横領事案の民事訴訟の判決について

一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下、「公社」とする。）の元職員が廃棄物の処分料金等を横領した事案の民事訴訟の判決につき、以下のとおり報告します。

1. 判決言渡日

令和3年1月18日

2. 主な内容

原告（公社）が請求していた損害額の全額が認定され、被告（元公社職員）に対し、原告が損害を被った1,645万1,860円から、弁済済みである354万1,058円を控除した残額1,291万802円及びうち1,252万3,109円に対する遅延損害金（年5分）を支払うよう言い渡された。

3. 経過

- ・ 期限までに上訴されなかったため内容は確定
- ・ 公社において回収方法等について担当弁護士と調整中